

神奈川県海岸漂着物対策地域計画改定に係る意見に対する対応

対応欄 A：計画に反映するもの、B：計画案に既に盛り込まれているもの、C：今後の取組みの参考とするもの、D：計画に反映しないもの、E：その他

段階	No	機関	該当ページ	修正等の内容	修正等の理由	対応	回答（案）	備考（反映先）
改定案（案）	1	川崎市	P7	図4 において可燃ごみと不燃ごみの量がグラフで示されているが、プラごみがどちらに含まれるのか分からない。可燃（プラごみ含む）等としてはどうか。	昨今、プラごみの量はごみの中でも特に関心が高いと考えられるため。	D	プラごみが可燃と不燃のどちらに含まれるかは市町によって異なるため、可燃と不燃の別としています。	
改定案（案）	2	水産課	P14	「2 重点区域以外の地域等について」の二つ目の「○」の記載事項を削除する。	P16の「(3) 漂流ごみ等の処理」の記載を削除する必要があると考えており、これに伴い当該情報提供も不要となるため (漂流ごみ等への対応はすべて漁港管理者が行うものと読めてしまうおそれもある)	D	「(3) 漂流ごみ等の処理」は削除しないこととしました。	
改定案（案）	3	水産課	P16	「(3) 漂流ごみ等の処理」の記載を削除する	漁業者等が回収した漂流ごみの処理について、港湾管理者が協力するという旨の記載が削除された。漁港だけでなく、港湾（葉山港、大磯港、真鶴港等）を根拠地としている漁業者も多数いるため、根拠地により漂流ごみへの対応に差が生じることとなる。漁業者への漂流ごみの回収は任意の協力要請とはいえ、不公平感が生じる恐れがある。漁業者が回収した漂流ごみを根拠地で陸揚げし、それを行政サイドが処理するという枠組みが均一に整備されていない状況では、計画に盛り込むのは避けるべきと考える。港湾管理者の協力を取り付けたうえで、改	D	沿岸13市町及び漁港管理者が協力して漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等の処分を行うなど、円滑な処理の推進を図るための方針を述べたものです。 港湾を根拠地としている漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等への対応については、今後の課題とします。	

対応欄 A：計画に反映するもの、B：計画案に既に盛り込まれているもの、C：今後の取組みの参考とするもの、D：計画に反映しないもの、E：その他

段階	No	機関	該当ページ	修正等の内容	修正等の理由	対応	回答（案）	備考（反映先）
					めて計画の変更を検討すべきである。			
改定案（案）	4	大和市	—	計画のPRについて	<p>計画については、今後丁寧な説明をいただけるという事で了解いたしました。</p> <p>また、資料2の皆様からの意見において、海岸漂着物の一番の原因とも思える「ポイ捨て」ではないところにも、ぜひ着目してほしい、という計画に込められた意思を、ようやく理解出来ました。</p> <p>よって、それまでは「なぜポイ捨てを軽視するのか」といった意見を挙げさせていただきました。</p> <p>ここで提案なのですが、海岸漂着物対策に携わられている専門機関・活動団体の方々と、一般市民の海岸漂着物に関する意識は、大きく異なります。そして計画を作る側は、この乖離に気づきにくいと思われれます。</p> <p>計画に関して、修正を行わないのであれば、せめて計画のPRに係る資料において、「え、私の家の玄関マットが！？」というような気付きを与える、一般の方にインパクトを与えるものとなれば、と考えます。</p> <p>※本来は計画のみで、それが伝わるのが最良です。</p>	C	ホームページへの掲載などにより、分かりやすく、丁寧な説明に努めます。	

※段階欄について

改定案（案）について市町村等意見照会（12/5 照会、12/8 〆切）